

告 発 状 (要旨)

平成19年7月20日

東京地方検察庁 検事正 殿

告 発 人	鳩 山 由 紀 夫
職 業	衆議院議員民主党幹事長
被 告 発 人	安 倍 晋 三
職 業	衆議院議員内閣総理大臣

第1 告発事実

被告発人は、内閣総理大臣として、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する職務を行う地位にあるところ、平成19年7月29日施行の参議院議員通常選挙に際し、自由民主党及び自由民主党公認候補に当選を得させる目的で、上記選挙公示日の後である同月19日、内閣府政府広報室において、①自由民主党の政策である「最後の1人に至るまで、責任を持って年金を支払います。」を政府広報に「最後のお一人まで正しく年金をお支払いできるように着実に対策を進めています。」と記載させ、②自由民主党の政策である「『社会保障カード(仮称)』を23年度中に導入します」(注:『社会保障カード(仮称)』との表現は公示後に『社会保障電子通帳(カード)』と変更。ただし、自民党ホームページは18日まで『社会保障カード』と表記、19日も説明書きには『社会保障カード』と表記)を、政府広報に「平成23年度中を目途に、(中略)『社会保障カード(仮称)』を導入します」と記載させ、③自由民主党の政策である「『社会保障カード(仮称)』で年金、健康保険、介護保険を自分で管理できるようになります。」(注:前注に同じ)を、政府広報に「年金手帳、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす『社会保障カード(仮称)』と記載させ、④自由民主党の政策である「来年

3月までに、未確認の年金記録は確実に名寄せを完了させます。」を政府広報に「基礎年金番号に結びついていない記録の名寄せを今年度中を目途に完了します。」と記載させるなどしたうえ、これを新聞折込みの方法で約4,956,000部頒布させ、もって、公務員の地位を利用して選挙運動をしたものである。

第2 罪名及び罰条

公職選挙法違反 同法第239条の2第2項

第3 告発に至る経緯

被告発人は、平成17年9月11日第44回衆議院議員総選挙において、山口4区にて当選し（当選5回）、平成18年9月20日には自民党総裁に就任し、その後現在に至るまで内閣総理大臣の職にある。

現在、第21回参議院議員選挙が平成19年7月12日に公示され、同年7月29日の投票日を目指して自由民主党、民主党をはじめ各政党が選挙戦の真っ只中にある。この選挙は、安倍内閣の信任をかけたものであり、特に年金記録問題、国民負担増問題、格差問題などが主要な争点として争われている。

自由民主党及び公明党の与党は過半数の維持を目指し、他方、民主党をはじめ野党は参議院における与野党の逆転を目指して国民の信任を得るべく激烈な選挙戦が繰り広げられている。

そして、この選挙は今後の我が国の政治のあり方をめぐって極めて重要な選挙となっているのである。

報道各社が実施している世論調査においては、年金記録不備問題に対する有権者の自民党政権に対する不満は解消されておらず、社会保険庁改革関連

法案の強行採決や相次ぐ閣僚の失言問題などで、自民党の支持率は日に日に減少している状況にある。現在、民主党に対する支持が拡大しており、自由民主党に対する支持が収縮し、与野党逆転が現実のものとなろうとしている。

被告発人安倍晋三は、自由民主党総裁として、自由民主党の選挙運動の先頭に立っているところ、度重なる閣僚の失言や事務所経費問題など政治と金にまつわる問題が後を絶たず、支持率もますます落ちている状況下で、与野党逆転しかねない状況を挽回しようと企図し、その地位を利用し、自らが指揮監督する内閣府政府広報室において、年3回発行することになっている政府広報紙の第2回分及び第3回分として、7月19日から21日にわたって新聞折込みの方法で自由民主党の政策を掲載させた政府広報を合計3000万枚配布させ、それによって、有権者をして、政府は自民党の政策を支持応援しているとの印象を植え付け、もって、不正に自由民主党及び自由民主党公認候補の当選を得させようとして、本件犯行に及んだものである。

このことは、2007年7月の政府広報第2号1面に、「最後のお一人まで正しく年金をお支払いできるように着実に対策を進めています。」とあり、これは、自民党のホームページに「最後の1人に至るまで、責任を持って年金を支払います。」と書かれている内容が全く同じであること、政府広報1面末尾には、「平成23年度中を目途に、年金手帳、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす『社会保障カード（仮称）』を導入します。」とあり、これは、自民党のホームページの『『社会保障カード（仮称）』を23年度中に導入します。』『『社会保障カード（仮称）』で年金、健康保険、介護保険を自分で管理できるようになります。』（以上18日まで。19日以降は「社会保障カード（仮称）」を「社会保障電子通帳（カード）」と更新）と書かれている内容と全く同じ内容であること、政府広報1面では、「すべての皆様に加入履歴を送ります（ねんきん特別便）」とあり、これは、自民党のホームページでも『『ねんきん特別便』で全ての方に加入記録をお知らせします。』

と書いてあることと全く同じであることなどからも明確に裏付けられる。

思うに、公職選挙法第136条の2が公務員等がその地位を利用して行う選挙運動を禁止している趣旨は、公務員等がその地位にあるがために特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用して選挙運動をした場合には、選挙の自由と公正が著しく害されるので、それを防止しようとするところにある。

被告発人は、内閣総理大臣として、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する職務を行う地位にあり（内閣府設置法第7条第1項）、その職務上の権限として、内閣府政府広報室に対し、政府の啓発広告費の予算の範囲内で政府広報を頒布させる権限を有するところ、本件では、平成19年度の政府の啓発広報費の予算9億6360万5000円のうち、3億8800万円が折込広告費、すなわち、年3回の政府広報に使用できる予算であり、今回の政府広報は、そのうち第2回及び第3回分の発行分の予算に相当する約2億円を流用し、内閣府政府広報室において、年金記録問題への対策に関する自由民主党の政策を記載させた政府広報を作成させ、平成19年7月19日に約4,956,000部を新聞折込の方法により頒布させ、同月21日までに合計3000万部を頒布させようとするものであって、被告発人がその内閣総理大臣としての地位を利用して、平成19年7月29日施行の参議院議員通常選挙に際し、自由民主党及び同党公認候補の当選を目的として選挙運動を行ったものである。

本件のように、平成19年7月12日の参院選公示後の平成19年7月19日という時期に、しかも自由民主党の政策と全く同じ内容の政府広報を約500万部発行させ、7月21日までに合計で3000万部発行することは、有権者に対し、政府が自由民主党の政策を応援、支持しており、他の政党の政策は受け入れていないという印象を根強く与えることになり、広く有権者に対して自由民主党及び同党公認候補者への投票を求めるという極めて効果

的かつ絶大な影響力を有する選挙運動に該当することはいうまでもない。

しかも、その他の野党政党や公認候補者らには、選挙はがきや法定ビラの枚数について公選法上も枚数が制限されているのに対し、一人自由民主党のみが政府の予算約2億円を流用し、自由民主党の政策を3000万部という膨大な数の政府広報という形で広く有権者に対して頒布することが許されるのであれば、選挙運動の自由と公正を著しく侵害し、選挙の自由と公正を保障することを目的とする公職選挙法の趣旨を著しく僭脱・没却することになると言わざるを得ない。

本件のような被告発人安倍晋三の行為は、政府予算を一党の利益のために流用するという点において、極めて不当なものであり、かつ、公正であるべき職務上の地位を利用するものとして許されざるものである。

また、公職選挙法を遵守して正々堂々と政策を戦わせるべき選挙の自由と公正を著しく歪めるものであって、極めて違法不当なものである。

特に、参議院議員選挙の最も重要な時期に確信犯でこのような違法行為を行うことは決して許すことはできない。

については、御庁におかれては、直ちに厳正な捜査を行い、選挙の公正を維持するために、適切な捜査を行われるよう強く要請する。